

堺市監査委員公表第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 21 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

農業委員会事務局

第3 監査の対象期間

令和5年度（令和5年4月1日～令和5年7月31日）
ただし、必要に応じて令和4年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年8月1日～令和5年12月21日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 物品購入について

物品購入に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 物品の検収

堺市物品検査要綱では、購入物品の検査は当該物品調達に係る伺書の起案者以外の者が行うこととされている。しかし、印刷発注において、支出負担行為伺書の起案者が納入物品の検収を行っていたものがあった。

2 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、

特に指摘すべき事項はなかった。

4 農地法に規定する農地の転用に関する許可・届出について

農地法に規定する農地の転用に関する許可・届出に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公文書の管理

農地法第5条に関する農地転用について、農地転用の許可を受けようとする者（転用する農地の譲渡人及び譲受人等）は、許可申請書に、転用により実施する事業の計画や資金調達についての計画等を記載し、事業を実施するために必要な資力があることを証明する書類等を添付の上、農業委員会事務局に申請することとされている。

しかし、申請書類のうち、資力を証明する書類が文書ファイルに綴じられていないものがあった。申請内容を確認したチェックリストが残されていることなどから、審査に必要な書類がそろっていたものと推察されるが、適切に文書管理が行われていなかった。